

改 正 後	改 正 前
<p>（健康診断） 第五十二条（略）</p> <p>② 前項の事業のうち一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師の外、歯科医師にも労働者の健康診断をさせなければならない。</p> <p>③ 使用者の指定した医師又は歯科医師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師又は歯科医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>④ 使用者は、前三項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又は業務の転換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>⑤ 第一項又は第二項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数は、命令で定める。</p> <p>第二百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項乃至第三項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一条第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項又は第二百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九条の規定に違反した者</p>	<p>（健康診断） 第五十二条（略） （新設）</p> <p>② 使用者の指定した医師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を使用者に提出しなければならない。</p> <p>③ 使用者は、前二項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又は業務の転換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④ 第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数は、命令で定める。</p> <p>第二百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一条第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項又は第二百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九条の規定に違反した者</p>

二
四
(略)

二
四
(略)